

平成21年度 岐阜県の市町村民経済計算結果

岐阜県総合企画部統計課

推計の概要

1 推計の目的

市町村民経済計算は、市町村経済の構造を生産面と分配面から計量的に把握することにより、市町村経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な地域経済指標として、県の各種行財政・経済施策等に資することを主な目的としています。併せて、市町村等においても幅広く利・活用されることを期待するものです。

2 推計の対象及び方法

(1) 推計の対象は、市町村内総生産と市町村民所得です。

(2) 推計の方法は、県民経済計算の推計方法（93SNA）に準拠し、各種統計調査、照会資料などを使って、『平成21年度 岐阜県の県民経済計算結果』（平成24年1月27日公表）の数値を市町村ごとに按分しています。従って、市町村民経済計算における県計は、県民経済計算結果の数値と一致します。

なお、推計方法の詳細については、巻末の「市町村民経済計算の解説」を参照してください。

利用上の注意

1 本書は平成8年度から平成21年度分の掲載となっており、平成8年度まで遡及改訂しています。平成8年度以降の数値は、本書をご利用ください。

なお、平成2～7年度の数値は平成15年度結果を、昭和63～平成元年度の数値は平成11年度結果を参照してください。ただし、それぞれ推計方法及び基準年が異なるため数値は接続しませんので、ご注意ください。

2 本書は平成12暦年基準です。

3 本書掲載の数値は名目値です。実質値は推計していません。

4 市町村の表章は、すべての年度において平成21年度末現在（県内42市町村）で統一しています。

5 市町村民経済計算における「市町村民所得」は、企業所得等を含むため、これを市町村の総人口で除した「1人当たり市町村民所得」は、市町村全体の経済水準を示すものであって、市町村民個人の給与や実収入の水準を表す指標ではありません。

6 市町村別人口は、国勢調査実施年については国勢調査結果を使用していますが、他の年については県統計課「岐阜県人口動態統計調査」、総務省「推計人口」をもとに独自に推計した人口を使用しています。

7 統計表の数値は、四捨五入により、総数と内訳が一致しない場合があります。

8 マイナスからプラスに転じた場合及びマイナス幅が縮小された場合に符号がプラス表示になるよう、対前年度増加率(%)は次式により算出しています。

$$(X_1 / X_0 - 1) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100 \quad X_1 : \text{当年度の値} \quad X_0 : \text{前年度の値}$$

9 産業区分

第1次・第2次・第3次産業の区分は、次のとおりです。

第1次産業： 農業、林業、水産業

第2次産業： 鉱業、製造業、建設業

第3次産業： 電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者

10 地域区分

圏域	圏域内市郡名
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、揖斐川町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

11 岐阜県統計課のホームページから本書の内容(本文、統計表)と同じものがダウンロードできます。あわせてご利用ください。

URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokeijoho/>

県民経済計算の概念、評価の基準、用語の解説等は、『平成21年度 岐阜県の県民経済計算結果』(ぎふ統苑 統計調査結果報告書 2012/No.4)、または岐阜県統計課ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokeijoho/>)「平成21年度県民経済計算結果」の「4 県民経済計算の解説」をご覧ください。